

令和6年度第5回鹿児島県内水面漁場管理委員会

議 事 録

1 日程等

(1) 日 時

令和7年1月23日(木) 午後2時5分から午後3時33分まで

(2) 場 所

県庁10階漁業調整委員会室

(3) 出席者

次頁のとおり

2 議事内容及び結果

(1) 第22期鹿児島県内水面漁場管理委員会の会長及び職務代理者の選出について (協議)

→	【 会	長	】	福留 己樹夫	委員	} を選出
	【職務代理者第1位】	出水 昭彦	委員			
	【職務代理者第2位】	吉田 明彦	委員			

(2) 漁業法第90条に基づく資源管理状況等について（報告）

→ 意見なし

(3) 令和6年放流実績及び令和7年増殖目標について（協議）

→ 原案の通り決定し、令和7年増殖目標を公表することを決定

(4) 遊漁規則の認可について（諮問）

→ 原案のとおり認可することが適当と答申することを決定

(5) 義務放流の履行について（協議）

→ 次回の委員会において、増殖命令の内容となる「増殖計画」について協議することとなった。

令和6年度第5回鹿児島県内水面漁場管理委員会

日時：令和7年1月23日(木) 午後2時から

区 分	氏 名	出 欠
漁業者代表	出 水 昭 彦	○
漁業者代表	中 村 博 文	○
漁業者代表	山 田 満	○
漁業者代表	下 川 智 美	○
採捕者等代表	別 府 宏 一	○
採捕者等代表	大 田 勉	○
学識経験者	福 留 己 樹 夫	○
学識経験者	吉 田 明 彦	○
学識経験者	國 師 恵 美 子	○
学識経験者	安 樂 和 彦	○

(出席者) 10人

(欠席者) 0人

【事務局等】

職名	氏名
事務局長（水産振興課資源管理監）	板 坂 信 明
次長（水産振興課漁業調整係長）	村 田 圭 助
書記（水産振興課漁業調整係主査）	赤 崎 の ど か
水産振興課漁業調整係水産技師	山 神 諒 平

— 令和7年1月23日（木）午後2時5分開始 —

【開会】

○ 板坂事務局長

ただいまから令和6年度第5回鹿児島県内水面漁場管理委員会を開催いたします。本日は、委員10人中10人の出席をいただいております。鹿児島県内水面漁場管理委員会事務規程第6条第1項に定める出席者数を満たしておりますので、本委員会は成立いたします。

【議題1 第22期鹿児島県内水面漁場管理委員会の会長及び職務代理者の選出について（協議）】

○ 板坂事務局長

早速ですが、議事に入ります。

議題1は、「第22期鹿児島県内水面漁場管理委員会の会長及び職務代理者の選出について」です。これは協議事項です。

当委員会では、会長が議事の進行を務めることとなっておりますが、議題1において会長が選出されるまでの間は会長が不在でございます。

つきましては、一旦、会長を選出するまでの間、議事を進行していただく「座長」を皆様で決めていただきまして、会長が選出されましたら、座長から会長へ議事進行を交代していただこうと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（「はい。」という声あり。）

○ 板坂事務局長

異議なしということですので、そのようにいたします。
それでは、座長の選出はいかがいたしましょうか。

○ 中村委員

執行部で決めてください。

○ 板坂事務局長

事務局に一任いただく形でよろしいでしょうか。

（「はい。」という声あり。）

○ 板坂事務局長

それでは、座長を、鹿児島県内水面漁場管理委員会委員を一番長く務めていらっしゃる出水委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい。」という声あり。）

○ 板坂事務局長

それでは、座長へ事務局から説明をいたしますので、しばらくお待ちください。

(事務局から座長へ進行の流れ等を説明)

○ 板坂事務局長

それでは、出水委員に座長をお願いいたします。

○ 出水委員

御指名いただきました出水です。会長が決めるまでの代理を務めさせていただきます。それでは、会長の選出に当たりまして、事務局からその方法の説明をお願いします。

○ 事務局（赤崎書記）

それでは、第22期鹿児島県内水面漁場管理委員会の会長及び職務代理者の選出について御説明します。お手元の資料1を御覧ください。

まず、内水面委員会とは、都道府県ごとに設置された行政委員会であり、本県の区域内における内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理することを所掌事務としています。

会長につきましては、漁業法173条により準用される、漁業法第137条第2項及び鹿児島県内水面漁場管理委員会事務規程第3条第2項に定められてありますとおり、委員が互選することとなっております。

会長の職務は、漁業法施行令第13条第1項及び事務規程第4条第1項において「会長は、会務を総理し、会を代表する。」と定められております。

また、同条第2項において会長職務代理者についても規定されており、会長に事故があるとき又は会長が欠けた場合には、委員があらかじめ互選した者が、定められた順序により、会長の職務を代理するとされております。

2ページを御覧ください。会長及び職務代理者の任期ですが、今回、選出される会長及び会長職務代理者の任期は、委員としての任期と同様に、令和10年11月30日までとなります。

続いて、選出方法ですが、会長については委員互選で選出し、仮に、互選により選出できなかった場合は、委員の中から知事が選任することとなります。

なお、会長職務代理者も同様に互選となりますが、当委員会では、これまで慣例により会長職務代理者を2名選出していただいているところですので、今回も会長1名と、会長職務代理者2名を互選していただきたいと考えております。

資料3ページ以降には、本委員会の事務規程を添付しておりますので併せて御参照ください。説明は以上です。

○ 出水委員

ただいま説明がございましたが、会長は委員が互選することとなっております。互選の方法としては一般的に推薦や投票が考えられますが、どのような方法がよろしいか、皆さんの意見を伺いたいと思います。

○ 山田委員

推薦でいいんじゃないですか。

○ 出水委員

ただいま推薦という意見がございましたが、推薦でよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり。)

○ 出水委員

それでは推薦の方法を取りたいと思います。

皆さんから、この方をとるという思いがある方はいらっしゃいますか。

○ 山田委員

いいでしょうか。

福留委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ 中村委員

お願いします。

○ 出水委員

前会長の福留委員はどうかという意見がありましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり。)

○ 出水委員

皆さんよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり。)

○ 出水委員

それでは会長を福留委員に決定いたしましたので、私の仕事はここまでとさせていただきます。代わって、福留委員に進行をお願いします。

○ 板坂事務局長

それでは、福留委員に会長をお願いするということですので、また事務局から説明をしますのでしばらくお待ちください。

(事務局から会長へ進行の流れ等を説明)

○ 板坂事務局長

進めさせていただきます。会長が選出されましたので、就任の御挨拶をいただいた後に、議事進行をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○ 福留議長

福留です。今期も引き続き会長をすることになりましたので、よろしくお願いいたします。

議事次第にはないんですけれども、今回、2名の委員、大田委員、安樂委員が

新たに就任されましたので、一言ずつ挨拶をお願いできないでしょうか。

○ 大田委員

皆さん、こんにちは。西之表市うなぎ種苗採捕組合の大田と申します。何も分からないのですが、よろしくお願いします。

○ 安樂委員

皆さん、こんにちは。水産学部の安樂です。4年前から内水面漁場管理委員会とは少しお付き合いさせていただいている関係かと思っています。

どうぞよろしくお願いいたします。

【議事録署名者の指名】

○ 福留議長

それでは会長職務代理者の選出に入ります前に、議事録署名者について、私から指名するという事でよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり。)

○ 福留議長

それでは今回は、出水委員と別府委員にお願いします。

(「はい。」という声あり。)

【議題1 第22期鹿児島県内水面漁場管理委員会の会長及び職務代理者の選出について（協議）】

○ 福留議長

議題1ですけれども、会長は決まりましたので、会長職務代理者の選出に入ります。

先ほど事務局から説明がありましたとおり2名を選出したいと思います。会長職務代理者の選出は、委員の互選となります。また、その順位を決めなくてはならないこととなっております。選出方法やその順位について、どのような取扱いとしたらよろしいでしょうか。これまでの選出方法でよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり。)

○ 福留議長

これまでの選出方法について、事務局長から説明していただけますか。

○ 板坂事務局長

これまでの選出方法について、説明させていただきます。事務規程等の定めは特にございませんけれども、当委員会では、これまで漁業者代表委員又は採捕者代表委員から1名、学識経験者委員から1名を選出していただいております。漁業者代表委員又は採捕者代表委員から選出された委員を職務代理者1位とし、学識経験委員から選出された委員を職務代理者2位として、これまでは選出していただ

いているところです。以上です。

○ 福留議長

ただいま事務局から説明がありました。会長職務代理者の選出方法や順位の決定方法について、委員の皆さんから御意見はないでしょうか。従来の考えでよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり。)

○ 福留議長

特に御意見がなければ従来の方法で、これまでどおり会長職務者1位を漁業者代表委員又は採捕者代表委員から選び、それから第2位を学識経験委員から選出することによろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり。)

○ 福留議長

それでは今回は今申し上げたとおりの方法で選出したいと思います。選出方法としては推薦と投票が考えられますが、どのような方法がよろしいでしょうか。

○ 中村委員

推薦でいいんじゃないでしょうか。

○ 福留議長

推薦でよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり。)

○ 福留議長

それではどなたが良いか、推薦をお願いします。

○ 山田委員

出水さん。

○ 中村委員

出水さんと、学識経験委員は吉田委員、國師委員、安樂委員の中から、吉田委員でいいんじゃないですか。

○ 福留議長

それでは、出水委員と吉田委員でよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり。)

○ 福留議長

それでは漁業者代表として出水委員，学識経験委員として出水委員にお願いしたいと思います。

【議題2 漁業法第90条に基づく資源管理状況等について（報告）】

○ 福留議長

次は，議題2に入ります。議題2は「漁業法第90条に基づく資源管理状況等について」です。これは報告事項です。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（山神水産技師）

はい，水産振興課の山神です。議題2について説明させていただきます。資料2の1ページを御覧ください。

「漁業法第90条に基づく資源管理状況等について」ということで「1 資源管理の状況等の報告」です。これは法律に定められている事項ですが，漁業権者は1年に1回以上，当該漁場の活用状況等を知事に報告しなければならないと漁業法第90条第1項に定められています。続いて同条第2項に，知事は，海区漁業調整委員会，内水面の場合は内水面漁場管理委員会に対し，報告を受けた事項について報告をすると定められています。今回，報告をさせていただくのは，この漁業法第90条第2項に基づく内水面漁場管理委員会への報告になります。

「2 報告の内容」として，法令で定められている事項ですが，こちらに記載している内容の報告が求められています。上から，漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況，漁場の活用の状況，中段にあります操業日数，漁獲量その他の漁場の活用の状況といった事項が法律で定められています。

「3 今回報告を求めた内容」ですが，「(1) 報告対象」は全ての漁業権者に対して報告を求めました。「(2) 報告対象の期間」ですが，各漁業権者における直近の事業年度（12か月間）について報告を求めています。「(3) 報告様式」は当課で作成をしております。「(4) 提出依頼」は令和6年6月3日に行いまして，「(5) 提出期限」は令和6年7月26日と設定しました。

資料3ページを御覧ください。「資源管理状況等の報告について」ということで，はじめに共同漁業権について報告させていただきます。資料は左から，「漁業権者」，「漁場番号」，「組合員行使権者数」，「行使規則取組実績」，「資源維持，増殖等取組」，「その他の取組」，「漁場の活用状況」，「漁獲量」，「漁獲金額」，「遊漁券発行」という構成としております。

左から4列目，「資源管理状況等」については，「行使規則取組実績」欄は全ての漁業権者に対して丸となっております。こちらは行使規則違反など，法令違反がなかったかの確認となっております。

その隣，「資源維持，増殖等取組」には，下に記載の①から⑤の内容のうち，取り組んだ内容について報告していただいています。「①カワウ対策」「②外来魚対策」を中心に，多くの漁協で資源の維持，増殖のための取組をしていただいております。

その2つ隣，「漁場の活用状況」は，全ての漁場について丸となっております。

「漁獲量」，「漁獲金額」ですが，漁業権対象種について，それぞれ漁獲量，漁獲金額の記載があった場合はアを，記載がなかった場合はイを記載しています。

「漁獲量」，「漁獲金額」欄についてはイが多いところで，内水面は市場がある

わけではないため、なかなか漁獲量、漁獲金額の把握が難しい現状がありますが、各漁業権者に対し、把握に努めるよう指導しているところです。

「漁場の活用状況」欄は全て丸となっており、漁場は全て問題なく利用されている状況でした。

資料4ページを御覧ください。続いて区画漁業権について報告させていただきます。内水面における区画漁業権は、有限会社尾下養魚場が経営するコイとフナナの養殖場のみです。「資源管理の状況等の報告」として、「行使規則取組実績」欄が丸でしたので、特段違反等はなかったということでした。

その隣、「その他の取組」ということで、有限会社尾下養魚場では、「①漁場改善計画に基づく漁場環境調査・モニタリング」、「②適正養殖の取組・漁場管理」をしているということでした。

その隣、「生産量」、「生産金額」については記載がありましたが、会社の個人的な経営情報になりますので、この資料では伏せさせていただいております。

報告は以上です。

○ 福留議長

県からの説明が終わりましたけれども、ただいまの説明について御意見、御質問等はないでしょうか。特にないでしょうか。

これは報告事項ですので、ここまでいたします。

【議題3 令和6年放流実績及び令和7年増殖目標について（協議）】

○ 福留議長

それでは続いて議題3です。議題3は「令和6年放流実績及び令和7年増殖目標について」です。こちらは協議事項です。県執行部から説明をお願いします。

○ 事務局（山神水産技師）

引き続き議題3について説明させていただきます。

資料3の1ページを御覧ください。「第五種共同漁業権に基づく増殖目標数量等について」の「1 第五種共同漁業権」ということで、一定の水面を共同で利用して営むための「共同漁業権」は、その内容により第一種から第五種まで5種類に分類され、そのうち内水面において営むものは「第五種共同漁業権」に分類されております。これは漁業法の規定になります。

「2 増殖義務」ですが、第五種共同漁業権の免許には、当該内水面が水産動植物の増殖に適していること及び免許を受けた者が水産動植物の増殖を行うことが免許の条件となっております。ここでいう「増殖」とは、人工ふ化放流、稚魚又は親魚の放流、産卵床の造成等の積極的な人為手段により採捕の目的をもって水産動植物の数及び個体の重量を増加せしめる行為を指し、養殖のような高度の人為的管理手段は必要とはしないが、単なる漁具、漁法、漁期、漁場及び採捕物に係る制限又は禁止等の消極的行為にとどまるものは含まれないと規定されています。

また、知事は、免許を受けた者が増殖を怠っていると認めるときは、内水面漁場管理委員会の意見を聞いて増殖計画を定め、その計画に従って水産動植物を増殖すべきことを命じることができることも漁業法で規定されています。

続いて「3 増殖目標数量等の公示及び増殖実績の報告」ということで、第五

種共同漁業権に関する水産庁からの技術的助言において、内水面漁場管理委員会は毎年、増殖目標数量等を定め、インターネットなど適切な方法で公示するとともに、増殖実績の報告を求めるということが、水産庁から通知されています。

本県では、内水面漁場管理委員会で毎年の目標数量を定めた上で、県のホームページで公示を行っています。

2ページを御覧ください。こちらにお示ししていますのが、令和6年の1年間の増殖実績一覧表になります。一番左側に各漁場と漁協名を記載しており、そこから横に魚種名を記載しております。数値が空白となっている欄は漁業権の対象種ではなく、漁業権対象種の欄には数値が記載されております。

まず一番左の「あゆ」ですが、複数の漁協で今年度は増殖目標を達成できなかったという報告がありました。これは今年度の稚アユの採捕量が少なかったことが大きな要因として挙げられます。続いて「うなぎ」ですが、こちらも多くの漁協で増殖目標を達成できていないとの報告がありました。ウナギも近年採捕量が少ないことや稚魚単価が高騰している状況があり、目標の達成が厳しかったという報告を受けております。

資料3ページを御覧ください。こちらは令和7年増殖目標一覧表です。同じく一番左側に各漁場と漁協名、右に魚種を記載しております。数値が2段書きとなっておりますが、上が令和7年の増殖目標、下が令和6年の増殖目標となっております。増殖目標については、鹿内共第1号広瀬川及び鹿内共第2号高尾野内水面においてアユの目標数量をそれぞれ広瀬川が100キロ、高尾野内水面が50キロ減少させております。これについては、広瀬川は平成30年以降、高尾野内水面は令和元年以降、目標数量を一時的に増加させていたものの、漁協の経営状況等を踏まえ従来の数量に戻したいとの相談があり、目標数量を減少させております。

続いて鹿内共第13号霧島天降川ですが、元々日当山天降川漁協、松永漁協、手籠川漁協の3漁協が漁業権を共有していましたが、3漁協が合併し、新たに霧島天降川漁協となったことに伴い、3漁協の増殖目標数量を合算した数量を増殖目標数量としています。その他については、令和6年目標数量から変更ありません。4ページ以降は参考資料になりますのでお目通しください。説明は以上です。

○ 福留議長

事務局からの説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見・御質問等はないでしょうか。

○ 安楽委員

初めてなので教えてもらいたいのですが、「こい」欄の「0」というのはどう理解すればよろしいんですか。

○ 事務局（山神水産技師）

御質問ありがとうございます。また、説明が足りず申し訳ありませんでした。「こい」については委員会指示で、コイヘルペスウイルスのまん延防止のため、他の河川への移動等の行為が禁止されていますので、目標数量をゼロとして設定しています。「0」と数値が入って漁協については、漁業権対象種として免許されているため、そのような表記となっています。

○ 福留議長

よろしいでしょうか。

○ 安楽委員

はい、ありがとうございます。

○ 福留議長

他に御意見、御質問等はないでしょうか。

それでは、特に意見等がないようですので、「令和6年増殖実績及び令和7年増殖目標について」は原案のとおり決定し、令和7年度の増殖目標を公表することとしてよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり。)

○ 福留議長

では、そのように決定いたします。

【議題4 遊漁規則の認可について（諮問）】

○ 福留議長

次は議題4です。議題4は「遊漁規則の認可について」です。こちらは諮問事項です。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（山神水産技師）

引き続き議題4について説明させていただきます。

資料4の1ページを御覧ください。

本議題は諮問事項ですので、はじめに諮問文を読み上げさせていただきます。

（諮問文）

水振第707号
令和7年1月23日
(水産振興課扱い)

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 様

鹿児島県知事

遊漁規則の認可について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項に基づく遊漁規則の変更認可申請があったので、同条第4項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

○ 事務局（山神水産技師）

2ページを御覧ください。「鹿内共第13号に係る遊漁規則の変更認可申請について」ということで、先ほども御説明しましたとおり、日当山天降川漁業協同組合、松永漁業協同組合、手籠川漁業協同組合が合併し、霧島天降川漁業協同組合が設立されたことに伴う規則の変更認可です。

「1 申請者」は、霧島天降川漁業協同組合です。

「2 変更申請理由」は、先ほど申し上げたとおり、漁協の合併により新たに霧島天降川漁協が設立されたことに伴うものになります。

「3 変更認可申請内容」ですが、合併前の各漁業協同組合の遊漁規則を一本化しております。元々同じ天降川水系ですので、制限の内容は統一されておりました。したがって、新たな制限が加わるといったことはなく、漁協ごとにあった規則を一本化して、名称を各漁協名から霧島天降川漁協へ変更するものです。

また、「遊漁料の変更」ということで、表にお示ししているとおり、遊漁料の変更がありました。これについては、改正前は、例えばアユの手釣りであれば、日当山天降川漁協で遊漁するために1000円、松永漁協で遊漁するために1000円といった形で各河川ごとに支払っていましたが、霧島天降川漁協として一本化したことで、遊漁規則を統合し、改正後は、霧島天降川漁協の遊漁券を購入すれば各水系で遊漁が可能となります。

「4 総会での議決」ですが、今回の遊漁規則の変更認可申請にあたり、申請者は水産業協同組合法第48条第1項第9号及び第49条第1項の規定に基づき、総会の過半数の決議を得ております。決議状況は表のとおりです。

3ページ以降は変更後の遊漁規則、8ページに諮問の根拠条文を掲載しておりますので、お目通しください。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いします。

○ 福留議長

ただいまの説明について、御意見・御質問等ありますでしょうか。あればお願いいたします。特に意見等はないでしょうか。

それでは議題4の「遊漁規則の認可について」は、原案のとおり認めることを適当とする旨、答申することとしてよろしいでしょうか。

（「はい。」という声あり。）

○ 福留議長

では、そのように答申することとして決定いたします。

【議題5 義務放流の履行について（協議）】

○ 福留議長

最後の議題です。議題5は「義務放流の履行について」です。これは協議事項です。事務局から説明をお願いします。

○ 板坂事務局長

暫時休憩をお願いします。

○ 福留議長

暫時休憩とします。

(暫時休憩)

○ 福留議長

それでは再開いたします。議題5は「義務放流の履行について」です。これは協議事項です。事務局から説明をお願いします。

○ 板坂事務局長

はい。議題5について報告がございます。座って報告させていただきます。

令和7年1月17日付けで出水市長から鹿児島県知事に対し、「広瀬川漁業協同組合が実施しているオイカワ放流の疑義について」との文書を受けているところです。

内容としては、「(出水市文書の読上げ) 出水市では例年、広瀬川漁業協同組合が実施する放流事業に対し、出水市水産業振興補助金交付要綱に基づき、交付金を交付しておりますが、オイカワ放流の放流事業内容について疑義が生じており、予算の適正な執行を期するため、現在調査を行っているところです。本調査においては、近年実施されていたオイカワの自河川放流のほか、過去におけるオイカワの野田川での採捕についても疑義が生じたことから、令和6年10月に当該組合長への事情聴取を実施したところ、野田川での採捕の実態はなく、虚偽の報告であったことを認めています。しかしながら、県水産振興課の聴取では、採捕の実態はある旨の発言があったと伺っています。広瀬川漁業協同組合の増殖事業に関する不正行為及び虚偽報告を繰り返す組織体質は、重大かつ看過できない問題と捉えており、鹿児島県に対し報告をするものです。内水面漁場管理委員会への報告等を含め、厳正な対応をお願い申し上げます。」という、このような報告があったことを、この場でお伝えさせていただいて、議題5の協議をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○ 事務局(山神水産技師)

それでは議題5について説明いたします。資料5の1ページを御覧ください。本案件は、令和6年11月開催の内水面漁場管理委員会から継続的に協議している案件となります。

概要ですが、広瀬川漁業協同組合が免許を受けている鹿内共第1号第5種共同漁業権にはオイカワが含まれており、広瀬川漁協にはオイカワの増殖義務があります。これについては、毎年の増殖目標として5キロと定めています。

広瀬川漁協の認識としては、オイカワとハヤは同種であり、ハヤ、オイカワやカワムツなどの小型のコイ科魚類を通称「ハヤ」といいますが、ハヤの放流の放流も義務放流になると認識していたということです。平成29年から令和5年までの7年間、オイカワを含むハヤの自河川放流を行っていました。

この自河川放流とは、例えばアユですと、遡上していく際に堰があるとアユが上れないので、アユを汲み上げて堰の上へ放流してあげることや、資源の多いところから汲み上げて資源の少ない支流等へ連れて行くことで、資源の少ない箇所でもその魚が増えていく、そのような行為を自河川放流といいます。

放流に関しては、採捕地点から放流地点の距離はオイカワが自力で移動できる範囲内で、採捕場所周辺のオイカワの密度が薄いエリアへ放流を行っていたということで、資料の後半にも掲載しておりますが、橋を挟んだ下流側で、セルビンといった筒のようなもので採捕して、それを採捕した際に数が少なかったところに放流をしていたということで、見渡せる範囲内で採捕と放流が完結しており、その範囲内はオイカワは自力で移動できるということです。

続いて、丸の2つ目「内水面漁場管理委員会での意見及び今後の対応案について」ということで、漁業権種であるオイカワの放流義務を、今御説明したことが履行していたと言えるのかという論点について、前回の委員会で協議していただきました。その際に出していただいた意見について、こちらに記載しております。

はじめに「論点1 義務放流を行っていたと言えるか」、続いて「論点2 義務放流を行っていたとして、この行為が増殖行為と言えるか」という点について、先日の委員会では、こちらに記載しているとおり、「本人達は増殖行為だという認識で取り組んでいたのだろうが、オイカワ以外の魚種を含んで放流していたことや、自河川放流に関する考え方など、認識の違いがあったと思われる」といった意見や「一般の目線から見たとき理解が得られるかは疑問である」、「義務放流の行為は行なっていたが、増殖には至らないと考える」という意見がありました。

まずはじめに、この論点1、2について、内水面漁場管理委員会としての見解を再度御審議いただき、増殖行為と言えるかという点について結論を出していただきたいと思います。御審議のほどよろしくお願いします。

○ 福留議長

県からの説明が終わりました。

私の認識としても、ここにあります「内水面漁場管理委員会での意見」のとおりであったと記憶しております。

委員の皆さんから、今の県の説明もありましたけれども、意見等があればお願いいたします。

(特に意見等なし)

○ 福留議長

論点1、2については各委員、ここに書いてあるとおりで、皆さんの認識も一致すると思います。

あと、当委員会に投げ掛けられているのが論点3ですね。「論点3 増殖行為と言えない場合、どのような対応を行う必要があるか」ということの方向性の確認をお願いされてるわけですがけれども、各委員、意見があればお願いいたします。

ここに2つの案が記載されておりますけれども、どちらとするか、あるいはそれ以外の対応あれば、その方法について、意見があればお願いいたします。

暫時休憩とします。

(暫時休憩)

○ 福留議長

それでは、改めて論点1と2の確認から、委員の皆さんから意見があればお願い

いたします。また、質問があればお願いいたします。

○ 山田委員

個人的には、実際やっているわけですから、認めてあげてもいいんじゃないかと思っています。ただ、ここにもありますように同じところで採捕して同じところで放流するのは、それは増殖にはならないと思います。

ですから、それに対しての措置としては、先ほどおっしゃっていましたが産卵場所をつくるとか、そういう指導をするのはどうですか。増殖につながる何かをしていただけたら、いいんじゃないですか。

○ 事務局（山神水産技師）

増殖義務というのは種苗放流に限った話ではなく、例えば今おっしゃったような産卵場所をつくり、そこで産卵させることで資源を増やす。そういった行為も当然、増殖義務の履行となりますので、そういった面も踏まえて議論をしていたらと思います。

○ 中村委員

アユにしろオイカワにしろ、やはり河川環境の変化によって非常に数が減っている状況なので、対応するやり方はいろいろとあると思いますが、資料を見るとオイカワを放流しているのは広瀬川漁協だけです。何で対象魚種にしているのかなと思うんですが。オイカワを採捕する人も食べる人もいないと思うから、別な方向で対応した方がいいんじゃないかなと思います。そこまで重要な魚種ではないと思うんですけど。

○ 山田委員

もう漁業権の対象魚種に入っているから。

○ 出水委員

漁業権魚種に免許する段階で入っているから、義務放流を課すしかないです。必要がなければ、免許の際に外しておけばよかったんでしょうけど。免許されている間は増殖行為をしていただかないと内水面漁場管理委員会としてはだめですよと言わざるを得ないだろうと思います。

私の考えとしては、論点2について、義務放流を行っていたとしても増殖にはつながらないことをしていたと思います。したがって論点3の議論をすればいいのかなと思います。

○ 福留議長

他に意見があれば、お願いいたします。

○ 出水委員

出水市が知事に書面を出されたことについては、出水市も1自治体ですので、どのようなことをされても自由ですので、どうとは言えないわけですし、出水市が、市の補助金をその団体に出しているのであれば、その返還については、県の判断とは関係なく、出水市の判断で執行していただければいいわけですので、そ

こは付度しなくてもよいと思います。

○ 福留議長

他に意見ないでしょうか。

○ 國師委員

前は、認識の違いということをお話したと思うんですけども、先ほどの出水委員のお話のように、少し切り分けて考えなければいけないと思っていて。

今回の義務放流に関しては、義務放流と増殖行為は、一般的には本来やることは同じだと思いますが、漁業者としては義務放流を行っていたけれども、そのやり方がまずかったという点が問題になっていると思いますので、県として今後、増殖発令の発令をしていくことはいいと思います。ただ、漁業者の方も近年減っていますし、増殖目標量も大変だと思うので、その点を踏まえて、どのくらいの量を、どのくらいの期間で、もしくは別の方法で増殖行為をするのかということを検討しないといけない。

先ほど出水委員がおっしゃったように、補助金に関しては、別の話だと私も思っているんで、それに関して県から指示する必要はないと思います。

あと、増殖数量の5キロというのはあまり大変ではなかったかと思います。なので漁業者の立場を考えると、今、罰則を重くするよりも、今後の努力する姿を見ろというか、増殖を頑張ってみようという形になるのが折衷案としていいのではないかと思います。

○ 福留議長

他に意見等はないでしょうか。流れとして、今回の広瀬漁協の行為は、増殖行為とは認められないという意見が多いと思うんですけども、ただ、広瀬川漁協へ増殖命令を発出することが妥当であるとして、増殖命令の内容として、増殖計画を考えることになると思いますけれども、今回はその内容まで議論する時間的な余裕はないことから、次回の内水面漁場管理委員会で審議するという事としてよろしいでしょうか。

○ 事務局（山神水産技師）

よろしいでしょうか。

○ 福留議長

事務局、お願いします。

○ 事務局（山神水産技師）

議論のほどありがとうございました。確認をさせていただきたいのですが、今、論点1、2とあわせて論点3まで御審議いただいたかと思います。

論点1については、前回の委員会と重なる部分もありますが、漁協としては増殖行為を果たしているという認識で取り組んでいらっしゃいましたが、認識の違いもあり、結果としては増殖行為にはなっていないということと、方向性としては、増殖命令を発出していく方向で検討するという整理でよろしかったでしょうか。

○ 山田委員

いいですか。

広瀬川漁協には増殖計画を作成していただいて、それを提出してもらうことはだめなんですか。

○ 村田事務局次長

増殖計画について、増殖命令を出すこととなった場合は、県の方で計画を立てることになります。こういった形でしなさいといったことを計画として示して、それを実行させていく、命令を出す流れになるので、今日の論点1、2の議論の中では、義務放流は行っていたという御意見と、一方でそれが増殖にはつながっていなかったという御意見があったと認識しております。そうした上で、増殖命令を出すとした場合に、今、山田委員がおっしゃったような、計画はどのような内容になるのかという点について、県が計画を立てる上で必要な検討が、論点4となります。そこについても御意見をいただきたいと思います。

そしてその意見をもって我々が計画を立てますので、その案を次回の委員会の中で説明いたしまして、御意見をいただきたいと思います。

論点4になりますが、我々がその計画を策定するための検討事項として、オイカワの生態、成熟の時期や寿命等を踏まえ、効果的な増殖方法を検討していく必要があります。それに基づいて増殖命令に関係する計画を策定しないといけないのですが、例えばその計画を立てる中で、放流回数を何回とするか、放流してもらう期間は1年間でいいのか、それとも数年間必要なのか。それと放流数量。今5キロという増殖目標があって、令和6年度についてはしっかり達成できている状況ですが、5キロにプラスして、どのぐらいの数量を設定すればいいのかということについて、意見をいただきたいと思います。これらに基づいて計画を策定したいと考えています。

資料2ページには、生態に関する情報を資料として添付しております。例えば中段のところに「生息環境」とありますが、オイカワは河川の中流・下流域に生息していて、「繁殖生態」については5月から8月が繁殖期ということで、流れが緩い平瀬の砂礫底で産卵するということが書いてあります。「生態的特性」についても、稚魚期には流下して河口近くまで下ることもありますが、上流部に下流形態を持つ河川では稚魚の流下はそこでとどまることがあるというようなことも書いてあります。資料3ページ以降には、水産庁と中央水産研究所が出した「オイカワの人工産卵床のつくり方」というものを掲載していますので、例えば放流する増殖目標の5キロにプラスして、放流を何キロ程度するというのに加え、1年間か複数年か分かりませんが、こういったオイカワの産卵床をつくる取組もしてくださいとか、そういった意見があれば、そのような意見も踏まえた増殖計画を策定したいと思いますので、御意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○ 福留議長

事務局から説明がありましたけれども、委員から御質問があればお願いいたします。

○ 山田委員

せっかくですから、こういう良い資料がありますので、オイカワの産卵床のつくり方とか、こういう資料を参考にさせていただいて、作成していただいたらどうですか。

○ 福留議長

山田委員から発言がありましたとおり、今日の資料は後ろにかなりのデータが載っているわけですが、それを基に論点4を整理していると思いますけれども、次回の内水面漁場管理委員会にて審議するという流れで構わないのでしょうか。この場ですべてを決めるわけではないですね。

○ 村田事務局次長

計画の具体的な内容はこちらで考え、回りの委員会の中でお示ししたいと思っています。

今回は計画を策定する上で御意見を、増殖を行う回数や期間、単年とするか複数年とするか、そういった御意見をいただけますとこちらも計画を作成しやすいですし、また、数量について、今の増殖目標5キロに加えて、プラス何キロぐらいがいいのではないかと、今御意見のありました、産卵床の整備を検討するのはどうかとか、そういった意見をいただければと考えております。

○ 安樂委員

私もいいですか。おおよそ把握しましたので、まず、上の論点1, 2については、私も同じく記載のとおりでよろしいかと思います。事実として行為もあったようですし、その内容については誤認があったということだと理解いたしました。実際に行われた放流方法ですと増殖行為とはみなせないと。なおかつ、魚種の間違いというのでも発生していたということです。ですので、論点2の下に記載してあるとおりでよろしいかと思います。一方で、指摘も受けている問題ということですので、きっちりした対応が必要ですので、今後、増殖計画をこちらの方で決めて漁協にはその指示に従ってもらおうと。ただし、方法については、今委員の皆様からもお話があったような、産卵床の造成が可能であれば、やればよろしいと思いますし、ちょっと私自身も、鹿児島県で汲み上げ放流は認められないのかなということを前々から思っているところがあって、井堰があればその上に放流することは、どうかなというところもあるので、教えていただければと思います。

何にしても組合が可能な方法で対応いただければと思います。

あと、時期についても、ここに繁殖期が5月から8月とありますので、この間に実施するというところで、指導していくことでよいのではないかと考えます。

○ 村田事務局次長

汲み上げ放流について意見がございましたが、我々が現地で確認した範囲ですが、中流域の橋の周辺では生息密度が濃かったという状況でありました。一方で、少し上ったところの支流に入ると、ほとんどオイカワがいないような状況でしたが、生息場所としては生息できるような環境があったと考えています。例えば密度の濃いところから、薄いところへ持っていくことで、繁殖の生息域を広げるというのも1つ方法ではないかということ、現地調査の中で感じたところでござ

います。

○ 國師委員

教えていただきたいのですが、私も論点4で通常の放流に加えて、人工産卵床をつくるという指示を出すことはいいと思うんですが、その上で伺います。

人工産卵床をつくるとか、そういう別の業務が出てくることは漁業者としてはどのくらいの負担になるのか。

こういった疑義が出ているのも本来悪意があって出てくるものではなくて、増殖目標を達成できない状況や忙しいといった事情がいろいろとあると思うんですが、そういった背景でこういった問題が出てきていると思うんです。だから、今後指導していく上で、無理な量の指導を行っても、またクリアできないというふうな悪循環が生まれると思います。そういったときに、オイカワの5キロというのは、大変なことではないのだろうというのは今までの話で分かるんですが、人工産卵床も単年若しくは複数年で行ったときにどの程度大変なのかが、私は想像できなくて、そのことについて教えていただきたいです。

○ 福留議長

今の國師委員の意見は、単一漁協に対してあまりハードルが高すぎる設定をしても、現場の人間は困るのではないかという意見ですが、県事務局としての意見はどうでしょうか。

○ 中村委員

これだけ環境が変わって捕れなくなって、でもいるところにはいるのだから、もう漁業種から外したらどうですか。私は天降川の上流ですけど、温泉街で洗剤を垂れ流しているものですから、昔はオイカワもいっぱいいましたが、現在はかなり減って地元だといなくなったと言う人が多いです。そういう環境もあるから。広瀬川漁協だけ放流しているから、もう消す方向とした方が、私はいいと思うんですよね。

○ 國師委員

いずれは外した方がいいかもしれないですけど、今回はこの流れで外すとちょっと、何か出てくるかもしれないので。

○ 中村委員

解決したあとにでも。

○ 出水委員

オイカワの5キロの増殖ですが、県内の漁協では増殖目標の主流はほとんどアユになっているんですよ。アユの単価等から考えましても、数万円から10万か掛かるかなと思うぐらいのキロ数なんです、5キロというのが。ですから、もう買って放流された方が理にかなっているところだと思います。産卵床を造成すると重機を頼んだり人手を掛けたりしますので、ある一定エリアでやるにしても、それ以上のものが掛かるかと思います。ですから、このキロ数のオイカワに対する産卵床造成は少し高つくので、命令しきらないと思います。

○ 中村委員

稚アユは1キロ6,000円。オイカワはもっと安いと思うから5キロだったらすごく安いですね。

○ 安樂委員

オイカワって売ってるんですか。

○ 中村委員

売ってるところはないと思うけど。

○ 山田委員

自分たちも困ったんです。オイカワって販売しているところがないんですよ。ないから、こういうことになっているわけだから。あれば買ってくるわけですから。ないから外したんですよ。

それに代わるものとして「増殖場所をつくってください」というのがベターだと思うけど。

○ 中村委員

機械を使わず手でやればいいですよ。

○ 別府委員

今、増殖目標からオイカワを外すかどうかの議論をしていると思うんですが、事務局に確認したかったのが、心理的な面なんですけど、実地調査をしたときに、今、出水委員たちがおっしゃられたとおり、オイカワで採算というか利回りを取るのはいまのお話を聞いてるとすごく難しそうな感じですけども、広瀬川漁協自体が、オイカワに対して熱意や思い入れがあるのでしたら、別の話になるのかなと思ったんですが、そのあたり実地調査した際にどのように事務局が感じたのか、気になるところです。

○ 村田事務局次長

現地調査では対象種の是非については、特に意見は聞かれませんでした。やはり漁業権の対象種としているということは、漁業として採捕するのが前提ですので、ヒアリングでの漁協からの意見を踏まえての漁業権対象種となっているという事実がありますので、ここについては、漁業権があるうちは増殖行為をしていただくというのが、漁業権を免許された者としての責務だと思います。

外すかどうかの話は、次の漁業権切替のときに議論をしっかりとっていく流れになるかと考えています。

○ 福留議長

他に御意見等ないでしょうか。かなりの意見が出たんですが、今回の広瀬川漁協の行為については増殖行為としては認めないというのは、皆さん思いっしょって、増殖命令の内容となる増殖計画については、やはり皆さんの考えが違いますので、次回の内水面漁場管理委員会にて審議するというところでよろし

いでしょうか。

(「はい。」という声あり。)

○ 福留議長

事務局もよろしいでしょうか。

○ 村田事務局次長

いろいろな御意見をいただいたので、それらの意見を踏まえまして、計画を策定したいと思います。

また、策定に際しては、学識経験委員に内水面に精通された委員がいらっしゃいますので、ヒアリングさせていただきまして、その上で、本日意見をいただいたような形の計画を策定してまいりたいと思いますので、その際は御審議よろしくお願いいたします。

○ 福留議長

委員の皆様よろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり。)

○ 福留議長

それではそのように決定いたします。

【その他】

○ 福留議長

それでは、本日の付議事項は以上となりますが、委員の皆さんから何かほかにありましたらお願いします。

○ 出水委員

2日ほど前の南日本新聞の記事に「琉球アユ激減」という記事が載っていたんです。その中で目にしたのは、水温の上昇が原因ではないかという論説がされていたんですね。昨年度のアユに関しても、普通のアユですね、姿を見せないと、いろいろな形で言われていましたので、水準の上昇なのか分からない状況ですけども、姿が見えない状態が昨年の夏から起こりました。それが、この記事にあるような水温上昇のためなのか、何か情報をお持ちでしょうか。

○ 中村委員

私たちも稚アユが捕れなくて、今までの天降川で最低の量だったんですけども、県の水産技術開発センターの部長とも相談して、やはり海温が2度高いということで、それは影響はあるでしょうということで、一応私も10年間の天降川の統計を調べてみたら、やはり水温の高い年は、アユの採捕量は半分以下になっています。海的环境、水温の関係で餌とかいろいろなところに影響があるじゃないかと。そして魚が、去年はそのために、普通3月末だったら少しずつ、段々と大きくなっていくんですが、2か月間、2ミリか3ミリの非常に小さいアユでした。

今まで見たことないようなアユがずっと2か月間続きました。だから川だけではなく、海の環境も影響があるんじゃないのかなと、そういうところを詳しく調べてほしいところがあります。

○ 福留議長

今、出水委員と中村委員から続けて水温に関する要望がありましたけれども、事務局から何かお願いします。

○ 村田事務局次長

事務局で今、知見を持ち合わせているわけではございませんが、アユと水温の関係、今から高水温が起こったときにアユがどうなっていくのかという心配があるという御意見だったと思います。その点に関しては、水産技術開発センターに話をつながせていただいて、御紹介できるような知見があれば、次回以降の委員会で来ていただいて御説明する形でもよろしいのではないかと考えてるところですが、いかがでしょうか。

○ 福留議長

よろしいですか。

○ 中村委員

データが欲しいのであれば、うちも10年分のデータがありますので、必要だったらコピーして渡してもいいです。

○ 福留議長

急に水産技術開発センターに話を振ってもデータ整理等があると思いますので、こういう話があったということを伝えていただければと思います。

【閉会】

○ 福留議長

ほかに何かありますでしょうか。

ないようですので、これで第5回鹿児島県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。議事進行に御協力ありがとうございました。

○ 板坂事務局長

ありがとうございました。

それでは、本日の委員会は終了いたしますけれども、5分後にこの委員会とは別のものになりますが、水産多面的機能発揮対策事業に係る第三者委員会を開催しますので、よろしくお願いします。

— 令和7年1月23日（木）午後3時33分終了 —

議事録署名者

会長

委員

委員
